
仙 台 市
補装具費支給制度
Q & A

《肢体不自由編・製作事業者向け》

目 次

はじめに	1
第1章 厚生労働省補装具関連Q & A	2
1. 義肢装具	2
2. 車椅子・電動車椅子	3
3. 座位保持椅子など	8
4. その他	10
第2章 仙台市補装具関連Q & A	11
資 料	13

令和4年10月
仙台市障害者総合支援センター

はじめに

この資料は、肢体不自由の補装具費支給制度にかかる Q&A です。

第 1 章には、「厚生労働省補装具関連 Q&A」の中から、肢体不自由の補装具費支給に関する事項を抜粋し、一部内容をわかりやすく修正したものを記載しています。「補装具関連 Q&A」は、告示改正等に伴い、取扱いが変更となった内容も記載されています。ここでは、現在の基準等に照らして活用可能なものを記載しています。「補装具関連 Q&A」の詳細に関しては、以下の手順でホームページを検索し、閲覧してください。

[厚生労働省](#) > [障害福祉](#) > [施策情報→福祉用具](#) > [補装具費支給制度](#) > [補装具関連 Q&A](#)

第 2 章には、これまで当センターに寄せられた質問に対する回答を記載しています。

資料には、これまで当センターより発出した通知を抜粋し掲載しています。

第1章 厚生労働省補装具関連Q&A

1. 義肢・装具

問1 筋電電動義手はどのように取扱うべきか。

答1 筋電電動義手は殻構造義肢の電動式として取り扱います。支給決定に際しては、個々の障害の状態、就業や教育の状況並びに生活環境等を踏まえ、また、リハビリテーション等による使用訓練を通じた状況等を勘案し、その必要性が認められた場合に支給されるものです。

令和3年3月31日通知

問2 殻構造義足及び骨格構造義足の基本価格の採型区分 B-4 に「TSB 式」が追加された理由は。

答2 ソケット製作技法の一つとして TSB 式というものが存在しているが、これまで基本価格に TSB 式の選択肢がなかったため、製作技法の異なる PTB 式に置き換えて処方し、実際には TSB 式が製作されることがありました。これを踏まえて、医師による適切な処方に基づいて義足の製作ができるようにするため、基本価格に TSB 式を追加しました。

令和3年3月31日通知

問3 殻構造義肢の製作要素価格の支持部義手用・型式に作業用(幹部使用)、義足用・型式に作業用(鉄脚使用)等を追加した理由は。

答3 作業用に関しては、幹部や鉄脚を含まない構成であっても、使用場面により作業用義肢として判断できる場合があります(例として、小児の体育用義手や運動を職業とする者に対してのスポーツ用義足等)。今回、義手用の型式に作業用と作業用(幹部使用)を、義足用の型式に作業用と作業用(鉄脚使用)を設定することにより、実態を踏まえた製作ができるように改正を行ったものです。

令和4年3月31日通知

問4 装具の患足を補高した場合で、健足も補高する必要がある場合、加算が可能か。

答4 健足補高の加算については、靴型装具及び靴付き下肢装具の場合は可能ですが、それ以外の装具の場合は、患足の状況とともに健足に補高を必要とする状況等について個別に必要性を判断することとなります。

平成20年5月14日通知

問5 補装具のうち、特に義肢及び装具の場合、義肢装具士の資格を有する者が採型や適合をすべきと思われるが、どう考えればよいか。

答5 義肢及び装具に係る装着部位の採型並びに身体の適合が医行為に該当する場合には、義肢装具士の資格を有する者が行わなければなりません。また、医行為に該当しない場合でも、基本的に医学的知見を含む専門的な知識を有する義肢装具士が行うことが適当です。

令和2年11月17日通知

2. 車椅子・電動車椅子

問1 補装具費の支給対象となる補装具の個数は、原則として1種目につき1具であり、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は2具が可能となっているが、次のような場合にも、複数の支給を認めることは可能か。

- ① 日常的に車椅子を利用している者が、日常使用している車椅子に加えてスポーツ専用車椅子を希望した場合。
- ② 自己での車椅子操作が不可能な方であって、主に外出用として、介護者の負担軽減のみを理由とした電動車椅子を希望した場合。
- ③ 室内用、室外用など、異なる場所での使用を想定し、複数台の支給を希望している場合。

答1

① の場合

スポーツ専用車椅子については、その使用目的が日常生活の能率の向上にはあたらないことから、補装具費の支給対象とはしていません。

② の場合

電動車椅子の支給目的については、あくまでも電動車椅子を使用する者の自立(日常生活の能率の向上)を図ることであり、介護者の負担軽減のみを理由とした支給は想定していません。

③ の場合

室内用・室外用などを希望する場合については、それぞれの使用場所における兼用の可否とともに、職業又は教育上等特に必要と認められるのかを十分に確認した上で判断します。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問2 車椅子及び電動車椅子の新規製作等について

- ① ベースとなる「基本構造」
- ② 新規作成時及び修理時の加算
- ③ 加算する場合の基準額と使用部品数との関係
について、どのように考えたらよいか。

答2

- ① 車椅子の基本構造は、フレーム、シート、バックレスト、アームレスト、フットサポート、フットプレート、キャスター、駆動輪、ブレーキ、ハンドリムなど、普通型の車椅子を構成するために必要最低限の構造を想定しています。また、普通型電動車椅子については、これらの構造に、電動駆動装置(モーター等)、コントロールボックス、クラッチレバーなど、電動車椅子として機能するために必要な構造が加わります。
- ② 補装具費の新規製作時には、基本構造に含まれていない部品に限り加算できることとしており、この場合は、修理基準の額を上限として加算することができます。また、修理時には修理対象となる部品について、原則、修理基準の額を上限とします。

以下、考えられる修理事例と修理基準額適用の考え方を、いくつか例示します。

ア) ノーパンクタイヤのついた車椅子(普通型)の、ノーパンクタイヤ 2 個を修理交換する場合の考え方。

(ノーパンクタイヤ交換+購入後後付け加算※)×個数×1.06=(4,190 円+1,740 円)×2 個×1.06=12,571 円

※ 購入後に後付けする場合は 1,740 円増しとするとなっている。

イ) 跳ね上げ式アームサポートのついた車椅子(普通型)の、跳ね上げ式アームサポート(1 個)のみを修理交換する場合の考え方。

(跳ね上げ式アームサポート交換)×個数×1.06=6,060 円×1個×1.06=6,423 円

ウ) 角度調整、前後調整付きフットサポートのついた車椅子(普通型)のフットサポート(1 個)を修理交換する場合の考え方。

(フットサポート交換+角度調整+前後調整)×個数×1.06=(3,780 円+1,500 円+4,160 円)×1個×1.06=10,006 円

③ 修理基準などに示している基準額は、原則として個々の部品1個の額を想定しているため、1台の車椅子製作に必要な数を乗じて算出した額が上限となる。

しかしながら、例えば車軸位置調整部品などのように、必ず左右2つの部品をセットで使用しなければ機能しないものについては、2つの部品をセットしたものを車椅子1台分として基準額を示しているので、取扱いには留意されたい。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問3 カタログに定価が掲載されている車椅子や電動車椅子の定価を超えた見積りを提出する業者がいるが、

① 標準搭載されている機能等について、個々に加算を認める必要があるのか。

② 種々の加算を計上した場合に、カタログ掲載価格(定価)を超過してしまう場合の上限額をどのように考えるべきか。

答3

① の場合

車椅子や電動車椅子の定価に標準搭載されている機能や部品が含まれていることが明らかになっている場合について、加算をすることは適当ではありません。

② の場合

車椅子や電動車椅子を新規作成する際に、申請者の障害状況等を勘案した加算等を加えて作成した見積りがカタログ定価を超えた場合については、カタログ定価を上限とすることが最も合理的な判断と考えます。この場合、支給する車椅子がどのような機能を持つものであるのかを正確に把握するため、見積りには付属した機能を明記した上で、定価との差額を値引きとして取り扱うといった対応が考えられます。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問4 車椅子及び電動車椅子の備考欄に「体幹筋力の低下等により、座位保持装置の完成用部品をクッションとして用いる場合には、別に定めるところによるものを加算すること」とあるがどういうことか。

答4 別に定めるところによるものとして、座位保持装置の支持部 骨盤・大腿部の完成用部品の価格のみを加算することができます。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問5 座位保持装置に、車椅子・電動車椅子の機能を付加した場合の耐用年数については、どのように判断すべきか。

答5 耐用年数は6年です。しかしながら、そもそも耐用年数とは、通常の使用状態において当該補装具が修理不能となるまでの予想年数を示しているものであり、耐用年数を超えていないから修理や再支給を認めないなどと、一律に取り扱うのではなく、当該補装具の状態、障害状況や生活環境等を把握することにより、実情に沿うよう

十分に配慮することが必要です。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問6 電動車椅子簡易型 A 切替式について、

- ① 駆動輪が小さい(車椅子手押し型に取り付ける)電動ユニットも基準内の取り扱いが可能であると考えてよいか。
- ② また、電磁ブレーキの加算については、普通型の電動車椅子には、加算できないこととされているが、簡易型電動車椅子の見積りに当たっては、電磁ブレーキは加算してよいか。
- ③ 簡易型電動車椅子の上限額はどのように考えたらよいか。

答6

① の場合

原則としては、「普通型」の車椅子に電動駆動装置等を取り付けたものを想定しています。

② の場合

普通型の電動車椅子には、電磁ブレーキが基本構造として含まれているため、新規加算はできないこととしていますが、「簡易型車椅子」については、基本構造に含まれていないため、加算することが可能です。

③ の場合

①及び②から、簡易型車椅子の上限額については、次のように考えます。「電動車椅子(簡易型)の基準額」
+「車椅子(普通型)の基準額」+「付属品の基準額」

なお、ここでいう「付属品」には、上記の電磁ブレーキの他、外部充電器、バッテリー、転倒防止装置など「車椅子」または「電動車椅子」の修理基準の表に掲げられるものが想定されます。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問7 電動車椅子を新規製作する場合、基準額にバッテリーの価格を加算することができるのか。また、加算できるとした場合、その価格には、ハーネス及びリレーの価格も含まれているのか。

答7 電動車椅子の基本構造にバッテリーは含まれているものの、制度導入時より想定していた電動装置交換には、バッテリーの額は含まれていなかったことから、簡易型電動車椅子については加算の算定は可能です。また、普通型電動車椅子についても、簡易型電動車椅子との整合性を図る必要があるという観点から加算の算定は可能です。

なお、新規製作時はハーネス及びリレー部分の価格は、基本構造に含まれていることから加算することはできません。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問8 難病患者等で、身体障害者手帳の下肢6級を持っている者が車椅子の申請をする場合、手帳の障害程度等級変更による申請、あるいは特定疾患(指定難病)医療費受給者証(受給者証のない場合は、医師の診断書)による申請のどちらでも、申請者が選ぶことが可能なのか。

答8

1. 身体障害者手帳を所持している者については、原則、これまでと同様の判断で差し支えありません。
2. 特定疾患(指定難病)医療費受給者証による申請の場合は、個々の難病患者等の身体症状の変動状況や日内変動の状況等も勘案し、移動手段としての有効性を鑑み支給の適否を判断します。

平成 25 年 3 月 15 日通知

問9 電動車椅子については「症状の悪化を予防するという観点も踏まえ、車椅子ではなく電動車椅子を認めるといった配慮も必要」とあるが、現在対象外の場合も可とするということか。

答9 移動能力が車椅子の対象者であって電動車椅子の対象には該当しない場合であっても、疾患によっては、上肢の駆動操作による手への過剰な負担などの知覚や自覚が困難であることから、手動車椅子を自分で操作することによって、結果的に障害や疾患等が悪化する場合なども考えられるため、疾患の状態等を踏まえて判断します。

平成 25 年 3 月 15 日通知

問10 四肢の麻痺や体幹の変形等がなく、症状が軽い時には歩行が可能な難病患者等から、症状が重い時に生じる痛みや痺れ感、易疲労性等を理由に車椅子の申請があった場合に支給は可能か。

答10 個々の難病患者等の身体状況や日内変動の状況、また日常生活上や社会生活上の必要性等を勘案し、支給の可否を決定することになります。

平成 25 年 3 月 15 日通知

問11 電動車椅子の対象者は学齢児以上であれば支給して差し支えないということか。

答11

1. 電動車椅子に係る補装具費の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、特に身体障害児については、その身体の状態、年齢、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断することが重要です。

したがって、対象児童の年齢のみをもって一律に申請を受け付けない又は支給しないといった対応を行うことは適当ではなく、従来どおり申請者個別の状況を適切に判断します。

2. 実際の支給決定に際しては、申請者の年齢にかかわらず、使用者及び他の歩行者等の安全を確保するため、操作訓練、使用上の留意事項の周知等について格段の指導が必要となるため、次の各事項等について、十分に確認を行った上で判断します。

ア 重度の下肢機能障害者等であって、電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない者であること。

イ 歩行者として、必要最小限の交通規則を理解・遵守することが可能な者であること。

ウ 操作ノブ等の操作のほか、メインスイッチ・速度切替、発進・停止、速度調節、直進(直進・蒲鉾・片傾斜道路)走行、S字・クランク走行等その他移動に必要な操作が円滑に行える者であること。

エ 上記ア～ウの状況について、

- ・ 補装具費支給意見書を作成した医師
- ・ 申請者が利用する医療機関や福祉施設の専門職
- ・ 身体障害者更生相談所の直接判定

等いずれかの専門職により、確実に動作等の確認が行われたことが、支給の決定を行う市町村において確認できた者であること。

平成 27 年 3 月 31 日通知

問12 電動車椅子の修理基準にある「携帯用会話補助装置搭載台交換」について、小型の意思伝達装置等にも使用可能と思われるが、意思伝達装置等を搭載する場合についても、この修理基準により加算することとしてよいか。

答12 可能です。会話などの意思疎通に必要な携帯用会話補助装置や意思伝達装置等が必要な者に対しては、障害の状況、生活環境及び当該機器等の使用状況を踏まえ、必要に応じて加算することとして差し支えありません。

平成 27 年 3 月 31 日通知

問13 傾斜地での操作性や安全性を向上させることを目的とした電動車椅子の部品について、現時点では修理基準に載っていない未発売部品であるが発売された場合に申請したいとの事前相談があった。実際に申請があった場合に、どのように対応すべきか。また、今後修理基準への規定は行われるのか。

答13 修理基準に規定されていない修理の扱いについては、補装具費支給事務取扱指針第 2 の1(7)にあり、その必要性が認められ補装具費の支給を行う場合には、原価計算による見積もり又は市場価格に基づき適正な額を決定し、支給することとなります。

当該部品については、一般的なジョイスティック型の電動車椅子はもちろんのこと、特にチンコントロール等の特殊なコントローラを使用する者など、繊細なコントロールが求められる者にとって、その操作性を向上させると共に、傾斜地における直進安定性についても向上が図られると聞いており、個々の状況に応じてその必要性を判断した上で特例補装具として支給することが可能です。

修理基準への位置付けは、今後の支給状況等を踏まえつつ検討することとしています。

平成 27 年 3 月 31 日通知

3.座位保持椅子・歩行器・重度障害者用意思伝達装置

問1 座位保持椅子の交付について、車載用として交付する場合の加算は、次のような事例の場合、どのように判断すべきか。

- ① どのような座位保持椅子が加算できる対象範囲となるのか。
- ② 座位保持椅子の基準額と車載用の基準額の合計額を超える場合、差額自己負担で対応するのか。座位保持装置での支給も可能か。
- ③ 座位保持椅子の車載用について、家用と通学用の複数支給は可能か。
- ④ 身体状況に合わせ、パット等を使用することが望ましい場合、座位保持装置のものを加算して用いることが可能か。

答1

① について

一般の児童を対象とする市販のチャイルドシートでは対応できないような車載用の座位保持椅子について加算(支給)の対象としているものです。しかしながら、オーダーメイドに限定するものではなく、仮にいわゆる既製品であったとしても、個々の障害の状況等に対応できるものであれば(オーダーメイドに準じたものであれば)補装具として支給することは差し支えありません。

② について

支給に当たっては、他の補装具と同様の扱いとなるため、個人の嗜好により生じた差額は自己負担となります。また、児童において、車載用として交付する場合の加算は、「座位保持椅子」についてのみであり、「座位保持装置」として支給することは適切ではないと考えています。

③ について

複数の支給に当たっては、就学上等、真に必要と認められる場合についてのみ対象となります。

④ について

追加のパット等を使用する場合には、加算の範囲内で対応することが前提であるが、真に必要と判断される場合には、特例補装具として扱うことを検討してください。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問2 歩行器の基準(39,600 円)の「後方支持型」のものとは、具体的にどのようなものを指すのか。

答2 「後方支持型」は、身体を支えるための支持バーが側方と後方のみにあるものを想定しています。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問3 重度障害者用意思伝達装置の対象者について、難病患者との関係性についてはどのように考えるとよいか。

答3 重度障害者用意思伝達装置の対象は、

・ 重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者。

・ 難病患者等については、音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者。

としています。

特に、難病患者等で進行性の疾患の場合、その状態によっては、上記の「重度の両上下肢及び音声・言語機能障害者」又は「音声・言語機能障害及び神経・筋疾患である者」のいずれの状態にも合致しにくい場合がありますが、その場合には、特殊の疾病告示に掲げる疾病であり、近い将来上記のような状態になることが明確であるような場合は、申請者の身体状況等を確認し、支給の対象となることもあります。

平成 27 年 3 月 31 日通知

問4 重度障害者用意思伝達装置に係る視線検出式入力装置(スイッチ)について、具体的な対象者はどのような者か。

答4 重度障害者用意思伝達装置のスイッチの選定にあたっては、これまでも個々の身体機能や能力、病状を勘案し支給決定されている。視線検出式入力装置(スイッチ)の対象者についても同様です。

平成 30 年 5 月 11 日通知

4.その他

問1 補装具費支給決定後、製作途中で補装具費支給対象障害者等が死亡した場合の取扱いは。

答1

1. 補装具製作途中で本人が死亡する等、特段の事情がある場合には、(未完成の補装具であっても)補装具費の支給を行います。
2. 補装具費の額については、補装具費支給対象障害者等の死亡時点までに生じた実費相当額となります。

平成 20 年 5 月 14 日通知

問2 修理基準が示されていない場合の補装具の修理基準額はどのように考えたらよいか。

答2 修理基準の種目欄、名称欄、型式欄又は修理部位欄に定められていないものに係る修理が必要な場合には、他の類似種目の修理部位等を参考とし、又はそれらの個々について原価計算による見積りもしくは市場価格に基づき適正な額を決定し、修理に要する費用としています。

平成 22 年 10 月 29 日通知

問3 借受けにて支給決定を受け使用した補装具等をそのまま購入することは可能か。

答3 借受けにて使用した補装具等は、それまでの使用期間や劣化具合が一定ではありません。安全性を確保する観点から、購入する補装具は借受けで既に使用された物ではなく、新規に製作することが適当です。購入基準の額は、新品の補装具を購入する場合の基準額を想定しており、既に使用されている補装具の基準額を想定したものではありません。

平成 30 年 5 月 11 日通知

問4 補装具業者の保証期間内である場合や、任意保険に加入している場合も補装具費(修理)の支給対象となるのか。

答4 補装具業者が定める保証期間や任意保険加入で対応が可能な場合は優先的に活用し、対応いただきたい。

令和 2 年 3 月 31 日通知

第2章 仙台市補装具関連Q&A

1. 義肢・装具

問1 骨格構造義肢(義手・義足)の修理、購入はどのように考えればよいか。

答1 骨格構造義肢は、完成用部品等を組み合わせた構造になっているため、殻構造義肢のように義肢本体としての耐用年数は定められておらず、それぞれの部品に耐用年数が定められています。したがって、故障や不都合が生じた場合には、原則として、当該箇所の部品を交換又は調整する、つまり「修理」で対応することになります。しかし、義肢の大部分を破損している場合等、部品の交換のみではその後の適正な使用が困難な場合、または部品の交換よりも購入の方が合理的・効果的と認められる場合には、購入の方が適当であると判定することがあります。

※補装具費支給事務取扱指針

問2 下肢装具を屋内外用に分けて2具支給することはできるか。

答2 補装具費支給は、原則として1種目につき1具で、同じ名称、基本構造のものを2具支給することはできません。しかし、短下肢装具の場合、日本家屋の構造上使い分けが必要なため、「屋内用:プラスチック製装具、屋外用:靴型装具付きの短下肢装具」のように同種目で2具の補装具費支給を認めることがあります。また、インソールタイプの足底装具については、屋内・屋外において靴への入替え作業が困難な場合等に2具支給を認めることがあります。

※補装具費支給事務取扱指針

問3 靴型装具について、仕事用の使い分けとして2具目を希望する場合、判定は不要か。

答3 1具目の使用状況を確認の上、使い分けの必要性を判定医が判断するため、判定が必要です。

※補装具費支給事務取扱指針

2. 座位保持装置

問1 座位以外の姿勢(立位等)を保持する装置は補装具費の支給対象となるか。

答1 座位に類似した姿勢として、立位姿勢、膝立ち姿勢及び臥位姿勢等を保持する機能を有した装置についても、座位保持装置として取り扱うことができます。それらの姿勢が生活の中でどのように取り入れられているか、その必要性は何か等を検討のうえ、補装具としての必要性が認められれば支給の対象となります。

※補装具費支給事務取扱要領

3. 車椅子、電動車椅子

問1 介護保険対象者において、介護認定が「要支援 1・2」「要介護 1」であるために車椅子の貸与(レンタル)を受けられない場合、補装具費としての支給は可能か。

答1 上記認定であっても、一定の条件を満たし、かつ介護保険のサービス調整会議により車椅子が必要であると認められる場合には、例外給付として介護保険によるレンタルが可能のため、まずはそちらで検討してください。
※指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月17日付老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号)第二-11-(2)

問2 介護保険施設に入所する者や有料老人ホーム入居者への車椅子支給は可能か。

答2 在宅サービスとしての福祉用具貸与が利用できず、また、体格や障害状況等の理由により、施設備品等で

の対応が困難である場合に補装具費支給の対象となります。

※介護保険による福祉用具貸与と補装具給付制度との適用関係について(平成12年12月25日)(障企第64号)

4. 重度障害者用意思伝達装置

問1 意思伝達装置(伝の心、オペレートナビ、MIYASUKU等)は非課税か。

答1 非課税対象となるのは、意思伝達装置一体として支給されるシステムに限ります。主な意思伝達装置については、以下の取扱いです。

<参考>

- ・伝の心(非課税)
- ・オペレートナビ+PC(課税)
- ・MIYASUKU(非課税)
- ・話想(非課税)
- ・TC スキャン(非課税)
- ・新心語り(非課税)
- ・OriHimeEye(非課税)

※消費税法の一部を改正する法律(平成3年法律第73号)の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて

補装具（車椅子、電動車椅子、座位保持装置）
製作事業者 各位

ロホクッション支給に関する取扱いについて

平素から本市の事業にご理解ご協力を賜り、心から御礼申し上げます。

さて、令和3年7月20日付に通知しました「ロホクッション値上げに伴う取扱いについて」につきまして、取扱いの再整理を行いましたのでお知らせいたします。厚労省回答等を参考に、これまで判定会議により検討を重ね、対象者へは本市では特例補装具として取扱うこととしました。

つきましては、車椅子（電動車椅子、座位保持装置含む）の購入または修理申請におけるロホクッションの支給手順について、下記のとおり整理しましたので、引き続き円滑な支給事務への御協力をお願いいたします。

1. ロホクッション特例支給の手順

次の①、②に該当する状態像を呈する対象者については、特例補装具としてロホクッションが認められる可能性があります。

【ロホクッションが必要な状態像】

- ① 臀部等の感覚麻痺があり、褥瘡の既往がある、または褥瘡になるリスクが高い。
- ② 感覚障害による臀部痛が著しく、ロホクッションでなければ痛みの軽減が難しい。

車椅子（電動車椅子、座位保持装置を含む）の新規または再支給申請については、これまでどおり、判定が必要です。判定の中で必要なクッションの選定を行います。

車椅子（電動車椅子、座位保持装置を含む）の修理申請によるロホクッション支給の場合、申請区からの連絡を受けたウェルポートが、対象者への聞き取りや判定履歴を元に特例補装具の必要性を精査し、ウェルポートからの報告をもとに区が修理費の支給決定を行います。

なお、すでに特例で支給されている場合には、区が継続使用の必要性を確認し、区限りで修理費支給を行います。

2. 実施時期

令和4年1月20日以降申請分より適用。

問合せ先：仙台市障害者総合支援センター
（ウェルポートせんだい）
企画推進係
電話 022-771-6511
FAX 022-371-7313